



編集・印刷
独立行政法人國立印刷局

- 除籍の一部が滅失した件 (法務三三五)

- 除籍が滅失した件 (同三三六、三三七)

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 (同三三八)

- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 (四一)

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律 (四二)

〔法 律〕

日 次

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (三五二)

〔省 令〕

九

- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一一二)

〔告 示〕

九

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、その旨を公報する件 (政治資金適正化委三五)

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公報する件 (同三六)

- 国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスレ данにおけるダルフル和平阻害関与者等を指定する件の一部を改正する件 (同二〇一)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件 (厚生労働二九五)

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件 (国土交通七四七、七四八)

- 道路に関する件 (防衛一一六)
(近畿地方整備局一〇九)
- 漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件 (防衛一一六)

〔国会事項〕

三

〔人事異動〕

三

- 内閣 経済産業省

三

〔官庁報告〕

三

〔官庁事項〕

三

- 近畿地方整備局公示 (近畿地方整備局)

三

〔公 告〕

三

- 官庁 財團、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、追加上流土地改良区の土地改良事業計画変更の認可、公示送達関係

三

裁判所
相続、失踪、破産、再生関係
特殊法人等
企業年金基金変更関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

三

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

三

本号で公布された

法令のあらまし

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律（法律第
四一号）（環境省）

四一題) (現境名) 目的の改正

4

目的規定に水銀に関する水俣条例（以下「条例」という。）の的確かつ円滑な実施を確保する

ための水銀等の排出の規制を追加することとした。(第一条関係)

〔一〕この法律において「水銀等」とは、水銀及

ひそな化合物をいうとした(第二条第三項関係)

(二) この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を

大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとし

て政令で定めるものをいう」とした。(第三項関係)

水銀等の排出の規制等

策その他の措置は、条約の的確かつ円滑な実施を図る上、水銀等の非出の規制二事業者

が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための
取組二道筋を重み合せ一、効果的なく埋

等の大気中への排出の抑制を図ることを旨とする。

(第一八条の二) 関係

方錐等は例を挙げ基準は方錐等の大きさへの排出の削減に関する技術水準及び経済性

を調査し、その排出が可能な限り削減されよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排

出される抽出物に含まれる水銀等の量（以降「水銀濃度」という。）について、施設の種類

及び規模ごとの許容限度として定めることとした。(第一八条の一三関係)

(三) 水銀排出施設の設置等について、次の事項を規定することとした。

(1) 水銀等を大気中に排出する者は、水銀炉出施設を設置しようとするときは、水銀炉出施設の種類、構造等を都道府県知事に呈

他の所要の届出等について規定すること。
(第一八条の二三、第一八条の二五関係)
(2) 都道府県知事は、水銀排出施設の設置等の届出があつた場合において、水銀排出施設に係る水銀濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六〇日以内に限り、その届出をした者に対し、水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるものとする。(第一八条の二六関係)
(3) 水銀排出施設の設置等の届出をした者は、その届出が受理された日から六〇日を経過した後でなければ、水銀排出施設の設置等をしてはならないものとすること。(第一八条の二七関係)
(4) 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に對し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀排出施設の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止等の措置をとるべきことを勧告することができるものとすること。
(第一八条の二九第一項関係)
(3) 都道府県知事は、(2)の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ぜることができるものとすること。(第一八条の二九第二項関係)
(4) 水銀排出者は、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、それを保存しなければならないものとすること。(第一八条の三〇関係)

(五) 工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設(水銀排出施設を除く)のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの(以下「要排出抑制施設」という)を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自ら運営するべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存すること等の規定によるもの(ほか、事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずることとともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならないこととした。(第一八条の三三関係))

その他

5 税則の規定その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇水銀による環境の汚染の防止に関する法律(法律第四二号)(環境省)

1 総則

この法律の目的及び用語の意義に関する規定を設けたこととした。(第一条・第二条関係)

2 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定することとした。(第三条関係)

3 水銀鉱の掘採の禁止

何人も、水銀鉱を掘採してはならないこととした。(第四条関係)

4 特定水銀使用製品の製造の禁止

何人も、許可を受けた場合を除き特定水銀等の製品を製造してはならないこととした。(第五条関係)

5	特定水銀使用製品の製造の許可等
6	特定水銀使用製品の使用の制限
7	(一) 新用途水銀使用製品の製造等
8	(二) 新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合等を除き、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならないこととした。(第一二条関係)
9	(第一三三条関係)
10	(一) 新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、当該新用途水銀使用製品の利用に関して自ら評価し、評価の結果等の事項を主務大臣に届け出なければならないこととするとともに、当該届出をした者に対する主務大臣の勧告について規定することとした。(第一四条・第一五一条関係)
11	(二) 水銀等を使用する事業者の責務
	水銀等を使用する事業者の責務を定めることとした。(第一六条・第一八一条関係)
	水銀等を使用する製造工程に関する措置
	何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要な製造工程において、水銀等を使用してはならないこととした。(第一九条関係)
	水銀等を使用する方法による金の採取の禁止
	何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によって金の採取を行つてはならないこととした。(第二〇条関係)
	水銀等の貯蔵に関する措置
	主務大臣は、規制を行うことが特に必要な水銀等の貯蔵の指針を定めることとするとともに、水銀等を貯蔵する者に対する勧告及び定期報告について規定することとした。(第二二条・第二二三条関係)

